

一般社団法人 日本温泉協会 定款

一般社団法人 日本温泉協会

東京都千代田区平河町二丁目5番5号

全国旅館会館3階

TEL : 03-6261-2180 FAX : 03-6261-2179

一般社団法人日本温泉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本温泉協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、温泉についての研究及び温泉知識の普及に努め、並びに温泉資源の保護、温泉利用施設の改善及び温泉利用の適正化を図り、もって国民保健の増進と観光資源の活用に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、温泉に関し、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 機関誌その他図書の刊行
- (3) 研究会、講演会、展覧会等の開催
- (4) 保健、文化、観光その他の諸施設に関する調査指導
- (5) 厚生的利用の指導斡旋
- (6) 関係団体との連絡
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(学術部委員会)

第5条 本会は、事業の実施にあたり温泉に関する学術研究を行うため学術部委員会を置く。

2 学術部委員会の委員は、総会が別に定める規定により会長が委嘱する。

3 学術部委員会に関する事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会の事業に功労のあった者又は特殊の学識経験を有する者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体である会員は、本会に対する代表者1名を定めて、届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

4 名誉会員は、理事会の推薦により会長が推戴する。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に生じる経費に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名にすべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 全ての正会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、臨時総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、会議の目的事項、日時及び場所を記載して1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって決議し、又は他の出席した会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

この場合、その会員は総会に出席したものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会員の中から総会において選任された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、8名以内を副会長（うち常務副会長1名）、1名を専務理事、15名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び常務副会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、常務副会長が会長の職務を代行する。

4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して理事会の議決に基づいて会務を執行する。

5 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を掌理する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事

又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、その職務の対価として報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める規程による。

(名誉会長、顧問及び参与)

第27条 本会に名誉会長1名、顧問5名以内及び参与5名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、学識経験者等又は本会に功労のあった者の中から会長が委嘱する。任期は第24条第1項の規定を準用する。

4 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

5 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会)

第35条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役、地域相談役)

第36条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、相談役、地域相談役を置くことができる。

2 相談役、地域相談役は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 相談役、地域相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、所定の職員を置く。
- 3 事務局に関する規定は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入からなるものとする。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる

事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の移行の登記後の最初の会長は廣川允彦、最初の常務副会長は石村隆生、最初の副会長は山村順次、根津文博、佐藤好億、岡村興太郎、森行成、八木眞一郎、最初の専務理事は寺田徹、最初の常務理事は見並陽一、横山隆一、山村晋一、澤田博之、今橋正征、大山正雄、前田眞治、村田彰、竹村節子、宮崎謹一、山口昇士、笹本森雄、齋藤栄、多田計介、松崎郁洋、最初の理事は西島良尚、長島秀行、酒井幸子、小関政男、栗林和徳、佐藤和志、堀是治、遠藤淳一、中澤敬、荒木善紀、野澤幸司、沖本憲嗣、小松原正信、岡本厚、坂内和孝、下竹原和尚、最初の監事は金本敏男、堀口眞利、深津卓也とする。

平成24年11月1日 施行

平成25年8月26日 変更